

令和5年度 枚方市立樟葉北小学校 学校経営構想図

学校教育目標

自ら学び 自ら考え 多様性を認め合う子どもの育成

めざす学校像

学びあい、つながりあい、
一人ひとりの輝く未来をひらく学校

～自立、協働、創造に向けた
主体的な学びを支え、
可能性を最大限に伸ばす学校～

めざす子ども像

- ★努力する子ども
健やかでたくましい体と心をきたえる子ども
何事にも最後までねばり強くがんばる子ども
- ★考える子ども
自ら考え判断し行動できる子ども
自ら学びとる喜びをもつことができる子ども
- ★思いやりのある子ども
自分を大切にするとともに、人の立場に立って
考えることのできる心あたたかい子ども

令和5年度の重点目標

「ユニバーサルデザインにあふれた学校づくり」

一人ひとりを大切にした教育の推進

- ①自尊感情、自己肯定感、自己有用感を高める。
- ②居心地のいいクラスづくり。
- ③児童理解力の向上

授業改善と学力向上の組織的な取組

- ①ICTを活用した授業改善
- ②ICTを活用した学力向上
- ③教員のICT活用力及び指導力の向上

家庭学習の推進

- ①タブレット端末を活用した自学自習
(くず北ホームワーク)の取組の推進
- ②学習コンテンツの活用

業務改善の取組

- ①ICTを活用して業務改善
- ②学校教育活動の見直し
- ③学年と担外の協力関係の構築

学習指導 道徳教育 支援・人権教育 健康教育 特別活動・体験活動 教職員研修 地域・家庭連携 安全教育

研究主題 『学校生活を楽しくするための特別活動

～主体的に話し合い、合意形成を図り、実践し、次の意欲につなげる～』

2. 令和5年度の重点目標

「ユニバーサルデザインにあふれた学校づくり」

すべての児童が心身ともに安心した学校生活を送ることができ、学習に集中できる環境を整えることで、はじめて「生きる力」を育むことができる。そのような環境作り『ユニバーサルデザインにあふれた学校づくり』をすべての教育実践の基本として、「ユニバーサルデザインにあふれた授業」をめざし、指導方法(ソフト面)と学習環境(ハード面)において、すべての教育活動にユニバーサルデザインを本校のスタンダードとして取り組む。

(1) 一人ひとりを大切にした教育の推進

- ① 自尊感情、自己肯定感、自己有用感を高める。
- ② 居心地のいいクラスづくりに努める。
- ③ 児童理解力の向上に努める。

(2) 授業改善と学力向上の組織的な取組

- ① ICTを活用した授業改善を組織的に進める。
- ② ICTを活用した学力向上に組織的に取り組む。
- ③ 教員のICT活用力及び指導力の向上に取り組む。

(3) 家庭学習の推進

一人ひとりの学力の進捗に合わせた家庭学習や自学自習などICTの活用による個別最適化された学びの実現

- ① タブレット端末を活用した自学自習(くず北ホームワーク)の取組をさらに発展させる。
- ② 学習コンテンツの活用に取り組む。

(4) 業務改善

- ① ICTを活用した業務改善に組織的に取り組む。
- ② 学校教育活動を見直し、さらなる業務改善を進める。
- ③ 学年と担外の協力関係をさらに深めることで業務改善を進める。

3. 令和5年度の留意事項

(1) 学校運営体制について

- ① 学校経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図る。
- ② 校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組を推進する。また、学校事務を効果的に執行する観点から、事務の共同実施等、学校間連携を図る。
- ③ 小・中学校の円滑な接続、幼保こ小の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組を行う。
- ④ 学校運営に係る経営方針及び重点目標については、学校運営協議会で議論し、承認を得る。

(2) 学習指導について

- ① 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

- ②児童が自己調整しながら学習を進めていくことや多様な他者と協働することなどを発達段階に配慮しながら指導を行う。
- ③学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導する。
- ④すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。
- ⑤必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する活動を各教科等で計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成する。
- ⑥言語能力については、国語科を要としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行う。
- ⑦個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- ⑧各教科の授業において、1人1台端末・ICTを日常のかつ効果的に活用する場面を設ける。
- ⑨単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成する。
- ⑩児童の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めるとともに、児童一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」等を活用する。
- ⑪確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく研究内容を設定し、組織的に取組を進める。
- ⑫週に1回、授業づくりに特化した学年会を実施し、各教科等の特質に応じた指導方法の充実・改善を図る。
- ⑬研究授業・研究協議会について、各学期に1回以上実施する。
- ⑭児童一人一人の学習内容の定着に向け、つけたい力を明確にした授業を行う。また、日々の授業での児童の発言や行動、ふりかえり等から、目標の達成状況を把握し、日常的に自らの授業を振り返り、改善する。
- ⑮情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施する。
- ⑯児童が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度をはぐくみ、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。
- ⑰授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習を充実させることにより、児童が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるよう努める。
- ⑱年間の指導計画を見通して、適切な場面でパフォーマンステストを実施し、指導に生かす評価を行う。その際、英語でコミュニケーションを行う目的や場面・状況の設定を工夫して、言語活動を通して身に付けたコミュニケーション能力の的確な把握に努める。
- ⑲学級担任が継続的に指導力を向上させるために、外国語科及び外国語活動に係る校内研修を実施する。
- ⑳スタートカリキュラムを見直し、充実を図る。
- ㉑探究的な学習活動においては、児童が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導する。
- ㉒主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童が学級や学校の課題を見出し、よりよく解決するため話し合っって合意形成を図るような活動を充実させる。

(3) 健康教育について

- ① 児童の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成する。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進する。
- ② 体育活動を活性化する取組や家庭・地域でスポーツ活動に親しむ機会を増やすなどして児童の運動習慣を育み、体力づくりを図る。
- ③ 体育活動中の事故防止対策等について、適切な対応がなされるよう、指導の徹底を図る。
- ④ 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、児童人数を踏まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保する。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行う。
- ⑤ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行う。
- ⑥ 児童に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底する。

(4) 特別活動について

- ① 特別活動においては、児童の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。
- ② 学級活動等の指導においては、児童がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導する。
- ③ 児童会活動においては、児童が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。
- ④ クラブ活動においては、児童の興味・関心を踏まえて計画し、適切な授業時数を充てる。
- ⑤ 学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動、自然体験活動等、体験的な活動を行う。
- ⑥ 儀式的行事においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。また、入学式や卒業式などにおいては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する。

(5) 学校・家庭・地域の連携について

- ① 児童に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。
- ② 学校経営方針及び重点目標や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。
- ③ 保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」を推進する。
- ④ 「地域とともにある学校」の観点から、教育活動を地域・保護者に広く公開するため、土曜参観を実施する。
- ⑤ コミュニティ・スクール担当教職員が、学校運営協議会委員と教職員をつなぎ、地域と学校が協働した活動を推進する。
- ⑥ 保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにする。

(6) 学校図書館教育の充実について

- ①豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって情報活用能力等を育成するため、学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- ②学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。
- ③児童が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。
- ④各学年の学習計画や児童の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校図書館の環境整備を行う。

(7) 進路指導について

- ①進路指導にあたっては、児童が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行う。また、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進する。
- ②キャリア教育については、急激に変化する時代の中で、一人一人の児童が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識し、中学校区において作成した全体計画について、その検証・改善に努める。

(8) 道徳教育について

- ①道徳科の授業においては、児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫する。

(9) 人権教育について

- ①枚方市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校教育の中に正しく位置付け、課題別の校内体制を整備して組織的な指導に努め、人権教育を推進する。
- ②人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、同和教育、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした教育を総合的に推進する。
- ③ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、枚方市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図る。また、「性的志向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであり、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたと捉えた時点でセクシュアル・ハラスメントになることを教職員に十分認識させる。さらに、未然防止及び早期発見のため、児童や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努める。

(10) 健康教育について

- ①食物アレルギー疾患の対応については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き(令和2年度改訂版)」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置する。また、保護者や主治医との連携を図りつつ、児童の状況に応じた対応マニュアルを策定する。加えて、事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、校内研修等を実施する。

(11) 教職員の服務について

- ①教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施する。特に「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の公布に伴い、教職員等による児童に対する性暴力等は、児童の権利を著しく侵害し、児童に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されない。このことについて教職員研修を実施し、未然防止に向けた取組を徹底する。

(12) 働き方改革について

- ①学校の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保を図る。
- ②全ての教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させる。

(13) 教職員研修について

- ①初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、初任期教職員指導コーディネーターや首席を活用した、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する。
- ②児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」を参考に授業改善を組織的・計画的に進める。
- ③教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努める。
- ④学校環境を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現する観点から、教員ごとに研修等に関する記録を作成する。

(14) 支援教育について

- ①地域における共生社会の実現をめざし、校内組織体制を整備して、すべての児童、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- ②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図る。また、ICT機器を有効活用するなど、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。
- ③児童の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努める。
- ④すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう障害のある子どもの学びの充実をめざす。

(15) 安全について

- ①安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ②学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施する。

(16) 生徒指導について

- ①いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努める。発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、管理職、いじめ対応担当者に直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ②体罰を許さない指導体制を確立する。

- ③1人1台端末を活用し、児童の「心」と「体調」を入力する機会を設け、その可視化されたデータ等を参考に、児童の些細な変化を教職員で共有する。子どもが発する心のサインの可視化等を通じ、日ごろから児童の状況を把握し、組織として見逃さない体制をつくる。
- ④児童の些細な変化を教職員で共有できるよう取組を進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず家庭訪問を行ったり、ICT機器を活用するなど、児童とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を行う。

(17) 教育環境の活用について

- ①学校施設の日常的な管理を行うとともに、児童の「自分たちの学校園を大切に使おう」という気持ちを育てる。
- ②ICTを学校運営等に効果的に活用できるよう取組を進める。
- ③ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努める。

(18) 児童の放課後対策について

- ①留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所の確保に努める。
- ②児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図る。